

令和7年度 特定保健指導の事務処理要領の 変更点等について

令和7年2月

目次

1. 令和7年度特定保健指導事務処理要領の主な変更点
2. 事務処理等に関する留意事項
3. 連絡事項
4. 問い合わせ先

※令和7年2月5日付でお送りしました電子媒体(CD-R)に収録されている「特定保健指導業務委託事務処理要領(令和7年4月1日改正)」(以下、「事務処理要領」といいます。)を併せてご用意ください。

1. 令和7年度特定保健指導事務処理要領の 主な変更点

1. (1)マイナンバーと健康保険証の一体化

これまで特定保健指導を実施する際は、健康保険証(被保険者証)により資格確認を実施することとしていましたが、令和6年12月2日以降は健康保険証が発行されません。

健康保険証を持っていない加入者の方に特定保健指導を実施する場合の資格確認は、次の方法により行ってください。

【資格確認方法】

- ① オンライン資格確認(情報提供サービス)を用いた方法
- ② マイナポータルの資格情報画面を対象者に提示していただく方法
- ③ マイナ保険証と資格情報のお知らせを対象者に提示していただく方法
- ④ 資格確認書を対象者に提示していただく方法



実施機関におかれましては、資格確認の適切な実施をお願いします。
また、特定保健指導の実施にあたっては、対象者に氏名をフルネームで名乗ってもらう等により確実な本人確認を行ってください。

参考

事務処理要領「10 資格確認及び支払基準(8ページ)」をご覧ください。

1. (2) 遠隔面談の委託単価について

「遠隔面談の単価」を用いることができるのは、初回面談を「遠隔で一括実施した場合」と「分割1回目を遠隔で実施した場合」です。初回面談1回目を対面で実施した場合は、2回目が遠隔であっても、遠隔面談の単価を用いることはできません。

初回面談1回目の実施方法をご確認のうえ、結果データを作成し、ご請求ください。

OK

遠隔面談の単価になる場合

初回面談方法	一括	分割
	遠隔	① 遠隔 ② 対面



委託単価	遠隔	遠隔
単価上限 (税抜)	積極・28,530円 動機・12,200円	積極・28,530円 動機・12,200円

NG

遠隔面談の単価にならない場合

初回面談方法	分割
	① 対面 ② 遠隔



委託単価	分割または後日呼出
単価上限 (税抜)	積極・25,000円 動機・10,000円

参考 事務処理要領「8 費用及び支払方法(7~8ページ)」をご覧ください。

1. (3)服薬開始による特定保健指導中断時の報告について

服薬開始により、特定保健指導を中断する場合は、すみやかに事務処理要領の「服薬除外中断報告書(別紙6)」を提出してください。

なお、「服薬除外中断報告書」の記載については、以下にご注意ください。

【服薬開始となった理由等の記載について】

- 「健診以後開始(初回面談までに判明した場合)」に
 - 健診受診後から初回面談分割・初回①の開始前までに判明
 - 初回面談分割・初回①から初回②の開始前までに判明
- 「保健指導以後開始(初回面談以降に判明した場合)」に
 - 初回面談完了後に判明
 - 継続支援中に判明

【「服薬除外中断報告書(別紙6)」より抜粋】

服薬開始となった理由等について	
血圧	※いずれか1つに <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 質問票記載違い
	<input type="checkbox"/> 健診以後開始(初回面談までに判明した場合)
	<input type="checkbox"/> 保健指導以後開始(初回面談以降に判明した場合)
	<input type="checkbox"/> 服薬なし
	薬剤名()
血糖	※いずれか1つに <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 質問票記載違い
	<input type="checkbox"/> 健診以後開始(初回面談までに判明した場合)

 電子データを作成する際、指導結果入力画面は「初回中断または中断」と入力し、中断理由は「服薬除外」としてください。

参考

事務処理要領「5 業務手順(5)ウ・オ(5~6ページ)」「別紙2」「別紙6」をご覧ください。

1. (4)特定保健指導における再委託の取扱い

これまで、特定保健指導における再委託の取扱いについては、事務処理要領において「継続的な支援の一部とすること。」とされており、付随業務(利用勧奨、報告、管理等の業務)は「継続的な支援の一部に当たらないため、再委託はできない」と解釈される記載となっていました。付随業務を再委託することが可能と解釈できるよう、事務処理要領の記載を修正しました。

再委託をしている(もしくは再委託予定の)業務がある場合はすみやかに神奈川支部にお申し出ください。

【被保険者に対する特定保健指導業務委託事務処理要領「2 受託要件」より抜粋】

新(令和7年度)	旧(令和6年度)
<p>(1) 受託機関は、次の要件をすべて満たしていることとする。</p> <p>ア 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号)第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。</p> <p>また、「4 受託業務の内容(3)」の一部を再委託する場合には、協会支部の指定する様式により申請を行い、事前に承認を得ること。</p> <p>なお、受託機関は、協会支部から承認を得た再委託先機関情報に変更が生じた場合は、速やかに協会支部に届け出ること。</p>	<p>(1) 受託機関は、次の要件をすべて満たしている者とする。</p> <p>ア 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号)第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。</p> <p><u>また、業務の一部を他の実施機関に委託する場合には、ホームページ上の「運営についての重要事項に関する規程の概要」に、再委託の範囲及び委託先等を明示するとともに、「手引き」の『特定保健指導における元請け・下請けの定義』の範囲内(=継続的な支援の一部)とすること。</u></p>

参考

事務処理要領「2 受託要件(1)ア(2ページ)」および新旧対照表(2ページ)をご覧ください。

1. (5) 保健特定保健指導に係る共同利用の確認

事務処理要領にて、特定保健指導を実施する場合は「特定保健指導の対象者であること等の要配慮個人情報について、事業所と協会けんぽが共同利用しており、かつ対象者に対して当該取扱いを周知していることに留意すること」としています。

実施機関において、**事業所を通じて特定保健指導の案内(勧奨)等を行う場合は、共同利用の可否(申出状況)について、神奈川支部にお問い合わせくださいますようお願いいたします。**

なお、健診受診者ご本人へ個別に案内する場合にはお問い合わせは不要です。

特定保健指導の対象者であることは「要配慮個人情報」です。
当日のご案内時も待合などでの説明は行わないようにし、
周りに聞かれないよう**個室等のご案内**をお願いします。

プライバシーの保護に
ご配慮をお願いします



資料3-1「2. 特定保健指導に係る要配慮個人情報の保護について(9ページ)」も併せてご覧ください。

参考

事務処理要領「17 個人情報(13ページ)」および新旧対照表(10ページ)をご覧ください。

1. (6)特定保健指導の実績に対する報奨金の見直し①

特定保健指導の実施状況(実績)に対してお支払いしている報奨金について、以下のとおり見直します。

(1)支払条件

現行の支払条件のうち、「当年度実績の1/3×単価」としているものについて、令和7年度から「当年度実績の1/4×単価」に変更します。

(2)単価

- ① 現行の報奨金の単価900円(税抜)を、令和7年度から2,000円(税抜)に見直します。
- ② 前年度の健診結果に基づく特定保健指導の中断率(1－特定保健指導修了者数/初回面談実施人数)が、11.0%を達成した場合は5,000円(税抜)に増額※します。【新設】

※新規契約実施機関、前年度実績が60人以下の実施機関は除く

(3)実績の算定期間

「特定保健指導修了者数」の算定について、現行は「契約年度内に実施した実績評価の件数(4月から3月)」としていましたが、令和7年度より「契約前年度の3月から契約年度の2月までに神奈川支部において決裁を行った実績評価の件数」とします。

なお、過去に報奨金の対象として支払を行った実績評価については、支払の対象外とし、比較する前年度実績は当年度実績と同一期間とします。

1. (6) 特定保健指導の実績に対する報奨金の見直し②

令和7年度より、特定保健指導の中断率が11.0%を達成した場合は、報奨金の単価を2,000円から5,000円(税抜)に増額します。

支払条件		報奨金単価(税抜)	
		令和6年度	令和7年度
A	前年度を超過した 特定保健指導終了者数×単価	900円	2,000円
B	特定保健指導終了者数×1/4×単価※ ※令和6年度は「1/3」	900円	2,000円
C	新規契約機関 前年度実績が60件以下で 当年度実績が61件以上	900円	2,000円

中断率11%達成で
報奨金が大幅アップ↑

5,000円

5,000円

注1: ABは前年度実績が61件以上の実施機関とし、AまたはBのいずれか高いほうを報奨金とします。

注2: 中断率11%達成による報奨金単価の変更はAまたはBのみです。

参考

事務処理要領「9 報奨金(8ページ)」 「別紙1(14~15ページ)」をご覧ください。

1. (7)各種報告書類の様式変更①

特定保健指導結果の記録や費用の請求については、事務処理要領にて指定する様式にて報告をお願いしていますが、令和7年度より一部様式を変更します。

提出日が令和7年4月以降となるものは、新様式にて作成をお願いします。

なお、新様式は事務処理要領と同じ電子媒体(CD-R)に「様式集」として収録しています。

また、神奈川支部ホームページにも掲載していますので、ご活用下さい。

【ホームページ掲載場所】

全国健康保険協会ホームページの
トップページより神奈川支部を選択

神奈川支部

神奈川支部からのお知らせ

所在地・連絡先

評議会

神奈川支部の健診・保健指導のご案内

健診実施機関一覧等

健康保険委員



神奈川支部の健診・保健指導のご案内

[《被保険者様\(加入者ご本人\)向け》](#)
[《被扶養者様\(加入者ご家族\)向け》](#)
[《事業所様向け》](#)
[《健診機関様向け》](#)
[《お知らせ》](#)

《健診機関様向け》

[生活習慣病予防健診実施機関の募集について](#)
[全国健康保険協会管掌健康保険「被保険者に対する特定保健指導業務」の委託機関の募集について](#)
[令和6年度「生活習慣病予防健診実施機関事務説明会について](#)
[特定保健指導等の各種様式について](#)

1. (7)各種報告書類の様式変更②

各種報告書類の様式の主な変更部分は以下のとおりです。

それぞれの変更内容にご留意のうえ、令和7年4月から様式への切替えをお願いします。

様式名称		様式番号等	主な変更部分等
1	後日実施予約者名簿	事務処理要領 「別紙3」	・「性別」欄の削除
2	初回および途中中断報告書 動機付け(動機づけ支援相当)支援用	事務処理要領 「別紙4」	・「性別」「指導区分」「中断決定までの支援回数」欄の削除 ・「初回面談日」欄の追加
3	初回および途中中断報告書 積極的支援用	事務処理要領 「別紙5」	・「性別」「指導区分」欄の削除 ・「初回面談日」欄の追加
4	服薬除外中断報告書	事務処理要領 「別紙6」	・変更なし
5	請求書 ※	契約書 「別添様式1」	・変更なし
6	請求内訳書	契約書 「別添様式2」	・変更なし

※新しい「様式集」では請求額を入力することで消費税額が自動計算されます。消費税額の記載誤り防止のため、切替えをお願いします。
また、前回の振込先から変更がない場合は「振込先」欄の記入は不要です。

参考 事務処理要領「別紙3～6」、契約書「別添様式1～2」をご覧ください。なお、「契約書」は令和7年3月中に送付予定です。

2. 事務処理等に関する留意事項

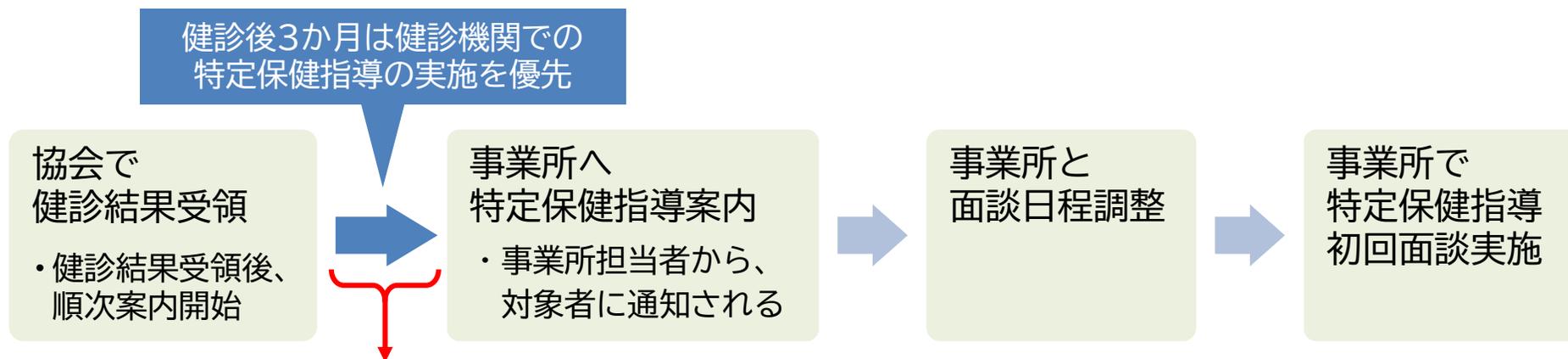
2. (1)初回面談の実施済報告について①

生活習慣病予防健診結果データは翌月20日までに提出をいただいております。支部にて内容等を確認後、協会のシステムに登録されます。

健診結果データのシステム登録後は、事業所単位で対象者を選び、事業所の担当者様あてに特定保健指導の案内(勧奨)を行っています。特定保健指導の案内を送付する際には、健診機関で特定保健指導を実施した者もしくは実施予定の者を除いています。

特定保健指導の案内や実施が重複しないようにするために必要な登録と報告をお願いします。

【協会からの特定保健指導案内フロー】



右の①②を確認し、特定保健指導実施済の者、実施予定の者を除く

- ① 健診結果データへの初回面談実施済の登録
- ② 「後日実施予約者名簿(別紙3)」の報告

次ページ参照

2. (1) 特定保健指導利用案内と初回面談実施済報告について②

① 健診結果データへの初回面談実施済の登録

生活習慣病予防健診結果データを作成する際に初回面談を実施した者については、「伝達事項」欄に**特定保健指導の実施状況を登録**してください。

【健診結果詳細画面レイアウト】



詳細は「生活習慣病予防健診結果データ作成ツール 操作マニュアル 第 8.02 版」をご確認ください。

「伝達事項」の入力については、「3.1-63ページ～65ページ」をご参照ください。

伝達事項

特定保健指導	実施種別				
初回面談	実施年月日 (予定)		年	月	日
オプトアウト	事業所への開示				
	確認年月日		年	月	日
情報提供の方法					
健康相談					
初回面談実施					

2. (1) 特定保健指導利用案内と初回面談実施済報告について③

②「後日実施予約者名簿(別紙3)」の報告

特定保健指導の初回面談予定日が健診受診日より1か月以上経過している場合に提出してください。

受託機関⇒協会けんぽ 別紙3

令和7年度 特定保健指導 後日実施予約者名簿

機関コード _____
 機関名称 _____
 担当者名 _____
 連絡先 _____

令和 年 月 日

	健康保険記号・番号※	事業所名	氏名	生年月日	健診受診日	初回面談 予定年月日	備考
例	14-99999999-999	株式会社〇〇	協会 太郎	S40・1・1	R7・4・1	R7・5・1	
1				S . .	R . .	R . .	
2				S . .	R . .	R . .	
3				S . .	R . .	R . .	
4				S . .	R . .	R . .	
5				S . .	R . .	R . .	
6				S . .	R . .	R . .	
7				S . .	R . .	R . .	
8				S . .	R . .	R . .	

※健康保険記号・番号は「支部番号(2桁)－保険証記号(7桁または8桁)－番号(最大7桁)」で構成してください。

● 報告(提出)時期について

令和6年度までは「健診実施日より3か月以上経過している場合」としていました。

令和7年度からは「健診実施日より1か月以上経過している場合」とします。

報告時期が早まりますのでご注意ください。

参考

事務処理要領「別紙3」をご覧ください。

2. (2) 特定保健指導の面談方法と契約金額について

特定保健指導については、実施機関から提出いただく書類をもとに「実施機関において体制が整っている面談方法」とその「委託料(単価)」を神奈川支部が確認し、契約を締結しています。

実施機関と締結している**契約書に記載のない面談方法での特定保健指導は実施できません**ので、ご注意ください。特定保健指導の実施にあたっては、必ず契約書をご確認のうえ、契約書に記載のある面談方法で行ってください。

なお、令和7年度も改めて契約書の取り交わしを行います。

円滑な取り交わしと適切な契約の履行にご協力をお願いします。

(契約書は令和7年3月中にお送りする予定です。)



以前に契約していない面談方法で特定保健指導を実施していたことが判明するケースがありました。実施機関におかれましては、特定保健指導に関わる皆様(保健指導者、健診・保健指導事務ご担当、経理・契約事務ご担当)が契約内容を正しくご認識くださいますようお願いいたします。

【契約書イメージ(抜粋)】
契約書「別表2・内訳書」に記載予定→

機密性2一押印後、機密性2

別表2

内 訳 書

区 分	初回面談の実施方法※1及び1人当たり委託料単価(税込)※2	支払条件※3、※4
勤続付支振 (勤続付支振相当)	健診当日の一括実施(※5) ●●●●●円	初回時の面談による支振終了後に委託料単価(税込)の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払
	健診日の翌日以降の事業所等への訪問による一括実施 ●●●●●円	
	対面による分割実施(※6) ●●●●●円	
	遠隔面談による実施 ●●●●●円	
	後日呼出による実施 ●●●●●円	
特定の保健指導 継続的実施	健診当日の一括実施(※5) ●●●●●円	初回時の面談による支振終了後に委託料単価(税込)の4/10を支払 残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支振が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 3ヶ月以上の継続的な支振実施中に脱落等により終了した場合は、委託料単価(税込)の5/10に、実績積みポイント数の割合(分母100ポイント)を乗じた金額を支払(※7) ※実績積みポイントが100を超えている場合は5/10金額を支払
	健診日の翌日以降の事業所等への訪問による一括実施 ●●●●●円	
	対面による分割実施(※6) ●●●●●円	
	遠隔面談による実施 ●●●●●円	
	後日呼出による実施 ●●●●●円	

2. (3) LINEを含むSNSの取扱い

特定保健指導において、LINEを含むSNS（ソーシャルネットワークサービス）を用いる場合は、**情報提供などの広報業務等「公表されている情報」に限られます。**



SNSの使用が 認められる事例

実施機関から対象者個人に、実施機関のホームページ等で公表している内容を、LINEにより周知する。



SNSの使用が 認められない事例

実施機関から対象者個人に、対象者の氏名等の個人情報を載せずに、特定保健指導の日程調整を行う。

〈理由〉 個人情報は含まれていないが、公表情報ではないため不可。



SNSの取扱いについては「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)」(内閣官房・個人情報保護委員会・金融庁・総務省)を遵守してください。

参考

事務処理要領「2 受託要件(1)ウ(2ページ)」をご覧ください。

3. 連絡事項

3. (1)巡回健診(検診車)における特定保健指導の遠隔面談の分割実施

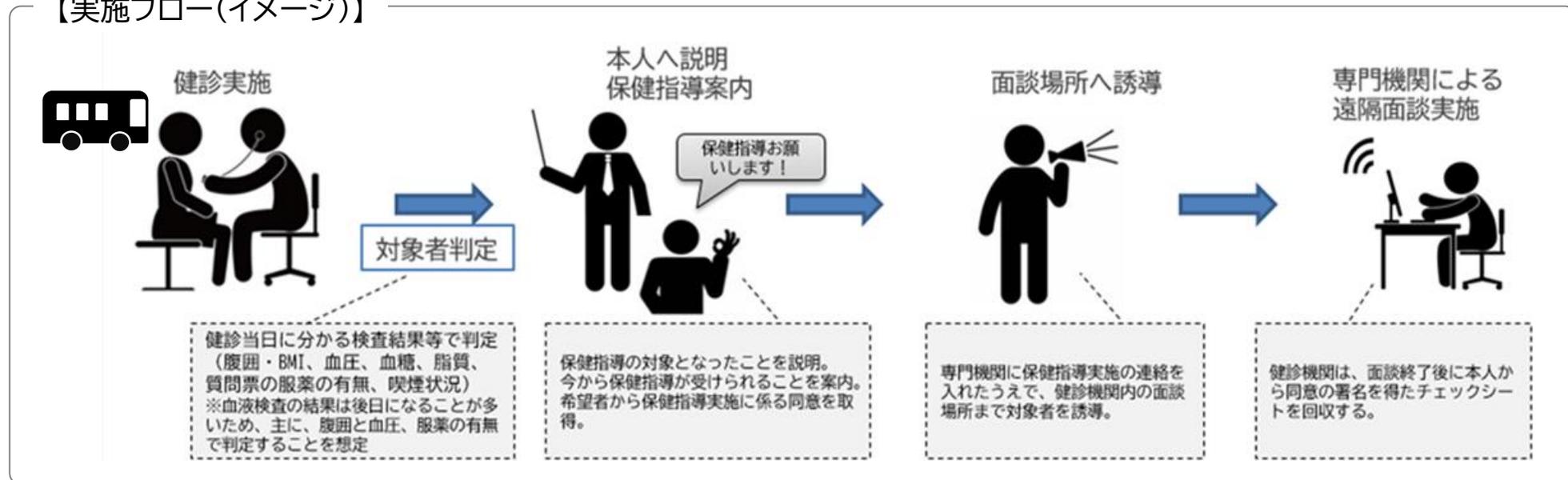
神奈川支部では令和6年度より実施している事業であり、巡回健診(検診車)による健診当日に遠隔面談の実施が可能な特定保健指導専門機関によって保健指導を実施するものです。

特定保健指導専門機関が初回面談(遠隔面談)を実施する際に必要となる作業(利用勧奨、誘導、遠隔面談機器準備)を神奈川支部から健診機関に委託します。

令和7年度も実施予定ですので、巡回健診当日に特定保健指導を実施するための人員が確保できない場合はぜひご参加ください。

なお、本業務の作業には委託費をお支払いします。詳細は後日、事務連絡にてご案内する予定です。

【実施フロー(イメージ)】



3. (2) システム改修の概要

現在、特定保健指導結果データ(以下、「結果データ」といいます。)は実施機関より電子媒体(CD-R)にて提出していただいています。

支部では、提出された電子媒体(CD-R)から結果データを読み込み、協会けんぽのシステムに取り込んでいますが、結果データ登録のオンライン化に向け、システム改修を行っています。

システム改修後は、**情報提供サービスを利用した結果データのアップロード**が可能となります。

なお、情報提供サービスの利用契約がない場合は、現行どおり電子媒体(CD-R)を提出いただきます。

※ 現在の情報提供サービスは生活習慣病予防健診の資格確認や予定者名簿のダウンロード、健診結果(請求)データのアップロード、動機づけ支援相当の該非の照会等が可能。

【システム改修予定】

〈サービスイン・運用開始時期〉

- ① サービスイン 令和8年1月
- ② 運用開始時期 令和8年4月

〈留意事項〉

情報提供サービスの利用契約の開始時期は令和8年4月からとなりますが、システムリリースは令和8年1月を予定しています。



4. 問い合わせ先

◆ 問い合わせ先 ◆

全国健康保険協会 神奈川支部
保健グループ 保健指導チーム

直通電話 045-270-9976

令和7年度も特定保健指導のさらなる推進に向け、
実施機関の皆様のご協力をよろしく申し上げます